



⑥農業近代化資金利子の金
融機関などの証明書
⑦消耗品等その他の必要経
費の領収書

【平成21年1月から12月までに次の所得があつた人】

①営業や農業などの事業所
得

②不動産・譲渡・一時・山
林および雑所得
③退職所得（特別徴収をし
ていない人）

【給与所得がある人で、次
のいずれかに該当する人】

①勤務先から神崎町へ「給
与支払報告書」の提出が
なかつた人（勤務先で確
認してください）

②給与所得のほか、事業や
不動産などの所得が20
万円以下で確定申告を
しない人

③給与を2ヶ所以上から受
けている人（恩給や年金
などを受けている人も含
まれます）

④雑損控除や医療費控除な
どを受けようとする人

⑤平成21年中に退職した
人

【所得がなかつた人】

平成21年中に自分の所
得がなく、扶養親族にもな
つていらない人は、昨年の生
計（収入）状況を書いて提
出してください。国民健康
保険税、各種年金の審査や
所得証明などの資料として
必要です。なお、神崎町に

平成22年1月1日現在、
神崎町に住んでいる人で、
次のいずれかに該当する人
が対象となります。ただし、
所得税の確定申告をする人
は、町県民税の申告は必要
ありません。

【平成21年1月から12月ま
でに次の所得があつた人】

町県民税の申告

○申告が必要な人

②不動産・譲渡・一時・山
林および雑所得
③退職所得（特別徴収をし
ていない人）

【給与所得がある人で、次
のいずれかに該当する人】

①勤務先から神崎町へ「給
与支払報告書」の提出が
なかつた人（勤務先で確
認してください）

②給与所得のほか、事業や
不動産などの所得が20
万円以下で確定申告を
しない人

③給与を2ヶ所以上から受
けている人（恩給や年金
などを受けている人も含
まれます）

④雑損控除や医療費控除な
どを受けようとする人

⑤平成21年中に退職した
人

平成21年分所得税確定申告・町県民税申告相談日程

相談日	地区名		申告会場
	午前	午後	
2月16日(火)	神崎本宿	神崎本宿	役場二階
2月17日(水)	神崎本宿	四季の丘・成城台	第二会議室
2月18日(木)	四季の丘・成城台	四季の丘・成城台	
2月21日(日)	全地区(予約制)		
2月22日(月)	大貫・立野	武田・新	
2月23日(火)	武田・新	神崎神宿	
2月24日(水)	神崎神宿	毛成	
2月25日(木)	毛成	植房	
2月28日(日)	全地区(予約制)		
3月1日(月)	植房	古原	
3月2日(火)	古原	郡	
3月3日(水)	郡	藤の台・今高谷	
3月4日(木)	今高谷	小松	
3月8日(月)	小松	並木	
3月9日(火)	並木	松崎・向野	
3月10日(水)	全地区		
3月15日(月)	{3月13日(土)・14日(日)は除く}		

- 受付時間：午前9時から11時まで、午後1時から4時まで。
ただし、当日の混雑状況等により、受付時間中でも受付を終了させ
ていただく場合があります。お早めにお越しください。
- 2月16日～3月9日は該当地区の方が優先となります。該当地区以
外の方が申告相談される場合は、順番が後になる場合がありますので、
ご了承ください。
- 2月21・28日(日曜日)午前に、予約制で申告相談及び申告書の受
付を行います。予約はそれぞれ2日前(金曜日)の午後5時迄に役場
町民課税務係(☎ 2112)へご連絡ください。

○申告に必要なもの

①印鑑(認印) ②所得を証
明する書類(源泉徴収票、
給与証明書または帳簿書)

※住民税の申告書は郵送し
ません。申告会場に用意
してありますが、あらか
じめ必要とする方にはお
送りしますので、役場町
民課税務係までご連絡く
ださい。

相談及び受付をしますが、
一般課税を選択された方で
課税仕入れ等が判明しない
方は、佐原税務署での申告
となる場合があります。
消費税の申告が必要です。
町役場でも消費税の申告
が1千万円を超える方は、
平成19年中の課税売上高
類等)、③社会保険料・
生命保険料・地震保険
料・個人年金保険料や医
療費・寄附金などがある
人は、その領収書や証明
書等

○消費税の申告